

1. 厳しい影響を受ける方々への経済支援策

(1) 今般の緊急事態宣言を踏まえ、以下の支援策について、重点的・効果的かつ迅速・的確に実施する。

① 緊急事態宣言の影響を受ける事業主への迅速かつ円滑な支援

延長 ・ 地方公共団体による時短要請等に応じた飲食店（大企業を含む）に対する**協力金**
緊急事態措置を実施すべき地域 : 1日最大6万円（月額換算最大180万円）
それ以外の区域 : 1日最大4万円（月額換算最大120万円）

延長 ・ 飲食店の時短営業等の影響により売上の減少した中小事業者への**一時金**
（上限：個人20万円／法人40万円 → **個人30万円／法人60万円**）

拡充 ・ 感染防止対策を前提に事業再構築補助金や持続化補助金等の優先採択等【3次補正】
➤ **事業再構築補助金の特別枠の創設（事業規模に配慮）**
➤ **持続化補助金（感染防止対策への支援強化）**

延長 ・ イベントの開催制限により影響を受けた事業者等の**キャンセル費用の支援**【3次補正で拡充】
・ 迅速な資金繰り支援（足元2週間以上の売上減少で要件を判断できるよう運用を柔軟化）

【1月22日～（3次補正で拡充）】

② 企業の資金繰り支援等

・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資の無利子枠の拡充【公庫等1月22日～、民間等1月下旬以降順次（3次補正で拡充）】
公庫（国民事業）等、民間：4,000万円→6,000万円
公庫（中小事業）等、商中： 2億円→ 3億円

拡充 ・ 日本公庫等・民間金融機関の既往債務の条件変更等の迅速かつ柔軟な対応や本業支援の要請と
フォローアップ（**中堅企業向けについても要請**）【1月19日に要請（中堅企業も含め、2月上旬に再度要請）】

・ 日本公庫等の劣後ローンの積極的活用【1月19日に要請】

・ コロナの影響で経営環境が悪化した事業者に対するREVICの復興支援ファンド等の積極的活用

【1月中に周知】

③ 雇用の維持

- ・ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等【3次補正で拡充】

延長

- **現行の特例措置**を緊急事態宣言が**全国で解除された月の翌月末まで継続**【1月22日公表】
- 緊急事態措置を実施すべき地域の時短営業等要請に協力した飲食店等に加え、業況の厳しい大企業の雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の助成率の引上げ(最大10/10)【1月22日公表】
- 勤務時間が減ったアルバイトへの適用明確化【1月15日に改めて周知】

- ・ 雇用対策パッケージ(在籍出向を支援する助成金の新設、業種・職種を越えた再就職支援等)による各種支援【3次補正で拡充】

④ 生活困窮者等への支援

- ・ 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の特例、休業支援金・休業給付金の延長等(再掲)
- ・ 緊急小口資金・総合支援資金

拡充

- 返済開始時期の令和4年3月末までの延長【1月8日公表】
- **総合支援資金の特例貸付の再貸付(最大60万円)**【2月2日公表】
- **緊急小口資金の特例貸付に係る償還免除要件の明確化**【2月2日公表】

- ・ 住居確保給付金の支給が一旦終了した者への再支給【2月から】
- ・ 自立相談支援機関によるきめ細かな生活支援相談の強化【3次補正で拡充】
- ・ 生活保護の弾力的な運用の周知・徹底【1月中に周知】
- ・ 都道府県等の自殺防止対策(相談・情報発信)の強化【3次補正で拡充】
- ・ 地域包括支援センター等による一人暮らし高齢者への見守りの強化【1月中に取組例の通知発出】
- ・ 公共料金の支払猶予等の利用についての周知・徹底【1月中に通知発出等】
- ・ 大学生等に向けた授業料等減免・給付型奨学金等の各種支援策の周知・徹底【1月29日に通知発出】
- ・ 生活が困窮する在留外国人の支援、情報発信・相談体制の強化【1月中に公表】

(2) 予期せぬ不足を生じた場合には、コロナ予備費(残額3.8兆円)により機動的に対応。

2. 経済対策の迅速かつ適切な執行（事業規模74兆円）

- (1) 3次補正予算が成立したことから、経済対策（雇用下支え・創出効果60万人程度）を迅速かつ適切に執行。特に、公共事業については、自粛要請等の影響で事業が停滞する懸念もあり、感染症対策に万全を期すことを前提に、事業の円滑な執行を行う。地方独自の取組についても臨時交付金（地単分1兆円）を通じて後押し。

① 企業の事業再構築・資金繰り支援

- ・ 事業再構築補助金（1.1兆円）【1月28日に事務局の公募開始】
- ・ 持続化補助金・ものづくり補助金・IT導入補助金（2,300億円）【ものづくり補助金について今月中に企業の公募開始】
- ・ サプライチェーン補助金（2,100億円）【1月12日に事務局の公募開始】
- ・ 日本公庫等の実質無利子・無担保融資等（融資規模110兆円）【1月19日に通知発出】

② 公共事業の円滑な執行（国土強靱化1.7兆円、災害復旧等0.6兆円）【1月28日通知発出】

- ・ 感染症対策を講じた場合に関係費を上乗せする、柔軟な契約変更の徹底

③ 協力要請の影響を受けた業種への重点的・効率的な支援

- 緊急事態宣言の解除後、感染状況を確認しながら、消費需要喚起策
 - ・ GOTOトラベル（残予算含め、1.4兆円の追加支援に対応）
 - ・ GOTOイート（残予算含め、500億円を追加配分）
 - ・ GOTOイベント等（残予算含め、1,800億円程度）
- 宿泊施設、飲食店、土産物店等の再生に向けた改修・廃屋撤去や経営革新支援（550億円）
- 地域公共交通の既存路線維持等のための重点的支援（150億円）

④ 雇用対策【在籍出向を支援する助成金について1月1日から適用】

- 雇用対策パッケージ（在籍出向を支援する助成金の新設、業種・職種を越えた再就職支援等）による各種支援（再掲）

⑤ 生活困窮者対策・自殺対策等【2月1日に要綱発出】

- 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金による支援強化（140億円）

- (2) 年度末を見据え、企業の資金繰り等にも十分留意して対応。

緊急事態宣言を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

[☞詳細はこちらをクリック](#)

緊急事態宣言区域 1日最大 **6万円** 月額換算最大 **180万円**

その他の区域 1日最大 **4万円** 月額換算最大 **120万円**

※大企業を含む

雇用調整助成金の特例措置

[☞詳細はこちらをクリック](#)

宣言区域において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した**大企業**の飲食店、映画館等について、解雇等を行っていない場合は、**10/10**を助成。日額上限15,000円。

2. 雇用の維持<全国>

雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

[☞詳細はこちらをクリック](#)

現行措置（日額上限15,000円等）を**緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長**
雇用調整助成金は、地域・業種問わず、最近3か月の売上等が、月平均で前年又は前々年同期と比べ、**30%以上**減少の場合 **大企業も最大10/10**を助成。

3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

新たな一時金の支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)

対象地域の { 時短営業を行う飲食店と取引
不要不急の外出・移動の自粛により影響

➡ 本年1月～3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者
法人**60万円**、個人事業主**30万円**の上限の一時金

イベント関連事業者向け支援

[☞詳細はこちらをクリック](#)

※自粛により中止・延期になったイベント
に関連する内容の動画作成・配信が要件

対象地域で予定されていたイベント等を自粛※した場合、会場費等の
キャンセル費用、チケット払い戻し手数料、イベントに関連する動画の制作・配信
費用を支援(**上限2500万円**) (J-LODlive補助金)

4. 中小・小規模事業者向けの資金繰り支援<全国>

実質無利子融資の要件緩和、上限額引き上げ

[☞詳細はこちらをクリック](#)

直近2週間でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化(公庫等)

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・公庫（国民）・民間（信用保証）：4千万円→**6千万円**

・公庫（中小）・商工中金：2億円→**3億円**

5. 生活困窮者向け生活支援<全国>

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

[☞詳細はこちらをクリック](#)

返済開始時期を**来年3月末**に延長（新規貸付申請は本年3月末まで）

総合支援資金の**3か月分の再貸付(最大60万円)**を実施、これにより最大貸付額140万円→**200万円**に

住居確保給付金の再支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)

住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間**再支給**

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

☞クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る

時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 <small>協力推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対応の取組であれば自治体が自由に使い返すことができます</small>	緊急事態宣言区域は 1日最大 6万円 、月額換算最大 180万円 その他は 1日最大 4万円 、月額換算最大 120万円	お近くの都道府県の窓口まで
緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自粛により売上が減少	新たな一時金の支給 実施準備中	本年1～3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人 60万円 、個人 30万円	中小企業庁 総務課 03-3501-1768
緊急事態宣言で公演・展示会等が中止	J-LODlive補助金 (キャンセル料支援事業) 実施準備中	キャンセル費用、チケット払戻手数料、公演・展示会等に関連する動画の制作・配信費用を支援 上限 2,500万円	経済産業省 コンテンツ産業課 03-3501-9537
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで 民間金融の申請期限:2021/3/31	3年間無利子・最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を上げ 公庫(国民)・民間(信用保証) 4千万円 → 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円 → 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 実施準備中	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り進む場合、 最大 1億円 までを 中小は 2/3 、中堅は最大 1/2 補助 ※売上減等の要件あり	中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 実施準備中	小規模事業者に 最大 100万円 までを 最大 3/4 補助	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 実施準備中	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を 最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※利用の妨が対応したITツール導入(クラウド、クラウド利用料等)を支援するクラウド対応類型は最大150万円	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします
地域の公共交通の経営が厳しい	ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続 実施準備中	デジタル化の推進や新技術を活用した感染症対策の導入費用等※ 最大 1/2 補助 ※例:高性能フィルタを有する空気清浄機等	国土交通省地域交通課 03-5253-8396 またはお近くの地方運輸局まで
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 実施準備中	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を 1地域最大 5億円 まで最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	観光庁 観光産業課 03-5253-8330

※持続化給付金と家賃支援給付金は、申請に必要な書類の準備が整わない事業者を対象に、持続化給付金コールセンター 0120-279-292 土、祝日除く
1月31日までに簡単に理由を付してお申し出いただければ、2月15日まで申請いただけます。 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 8:30-19:00

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 <small>※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定</small>	一定の要件を満たす場合、 休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)	☞ オンライン申請の詳細はこちらをクリック
在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金 実施準備中	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局または ハローワークまで	
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 <small>※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定</small>	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)	
コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金 実施準備中	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで	

生活を守る

生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金 <small>多くの自治体で2021年2月末が申請期限</small>	児童扶養手当受給世帯等に対して 10万円 (第2子以降は +6万円) (再支給分の金額を含む) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)	
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:2021/3/31	貸付上限 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) ※令和3年3月までに総合支援資金の再貸付(3か月分)を受けた場合返済開始時期を 来年3月末 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (毎日9:00-21:00)	☞ 詳細はこちらをクリック
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期限なし (12か月延長、3か月再支給は2021/3/31が申請期限)	原則3か月、最長9か月※ 家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00-21:00)	☞ 詳細はこちらをクリック
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)	